

厚生労働科学研究費補助金

医療技術評価総合研究事業

脊椎原性疾患に対する適正な
施術の在り方に関する研究

(H16 - 医療 - 018)

平成16年度 総括研究報告書

主任研究者 宇都宮 光明

平成17(2005)年3月

目 次

I. 研究目的	3
II. 研究方法	3
III. 研究結果	7
1. カナダのカイロプラクティックに関する法制度	7
1) オンタリオ州の法制度	8
2) カナダのカイロプラクチャー養成制度	13
3) 職業団体	16
4) カイロプラクティックの安全性確保に関する取り組み	17
2. アメリカのカイロプラクティックに関する法制度	19
1) アリゾナ州の法制度	19
2) アメリカのカイロプラクチャー養成制度	27
3) 職業団体	30
4) カイロプラクティックの安全性確保に関する取り組み	31
3. カイロプラクティック・アジャストメントの禁忌症に関する取り組み	33
IV. 考 察	35
V. 結 論	36

研究課題

脊椎原性疾患に対する適正な施術の在り方に関する研究

主任研究者

宇都宮光明（財団法人全国療術研究財団常務理事）

分担研究者

福田 潤（防衛医科大学校教授）

松本徳太郎（全国療術師協会理事長）

櫻井 京（カイロプラクター）

I. 研究目的

脊椎原性疾患に対して行われるカイロプラクティック等施術の制限については、平成3年に出された厚生省健康政策局医事課長通知によって定められているが、実際に施術現場にある療術師等にあつては診断権がないこともあつて患者本人の申告がない限り、禁忌に該当する疾病かどうかを確定することは困難である。また、前記通知においては禁忌症への対応の細目まで定めるにいたっていない。このため施術現場では禁忌症が疑わしい患者への対応など多くの問題を抱えている。

本研究は、カイロプラクティックなどの施術について一定の法制度を有するカナダおよびアメリカなど外国の法規制について比較調査し、禁忌症の範囲、禁忌症の疑いのある患者に対する施術者の対応方法などを医学的、法制度的に明らかにすることを目的とした。

II. 研究方法

以上の主旨に基づき、主任研究者と分担研究者のほかにカナダおよびアメリカのカイロプラクティック治療に造詣の深いカイロプラクター数名を選定し、松本分担研究者を中心に海外における調査研究の実行計画等を立てた。また、櫻井分担研究者がカイロプラクティック治療の安全性を確保するための制度や取り組み方について、カナダおよびアメリカの政府機関、教育機関、職業団体などに実地の聞き取り調査と文献収集を行った。福田分担研究者はこれらカナダおよびアメリカでの実情と収集した文献をもとに医学的見地から助言を行い研究報告書の骨子を作り、この骨子をもとに総括研究報告書を作成した。

訪問機関、訪問日程は以下の通り。

カナダはオンタリオ州の制度、アメリカはアリゾナ州の制度を中心に調査を行った。

訪問機関：

カナダ トロント

CMCC

Canadian Memorial Chiropractic College

6100 Leslie Street

Toronto, Ontario M2H 3J1

CCO

College of Chiropractors of Ontario

130 Bloor St. West Suite 902

Toronto, Ontario

CCA

Canadian Chiropractic Association

1396 Eglinton Avenue West

Toronto, Ontario M6C 2E4

WFC

World Federation of Chiropractic

1246 Yonge Street, Suite 203

Toronto, Ontario M4T 1W5

Dr. Okabe

100 Granby Street

Toronto, Ontario M5B 1J1

OCA

Ontario Chiropractic Association

5160 Explorer Drive, Suite 30

Mississauga, Ontario L4W 4T7

アメリカ合衆国

ICA

International Chiropractors Association
1110 N. Glebe Road Suite 1000
Arlington VA 22201-5722

ACA

American Chiropractic Association
1701 Cloarendon Boulevard
Arlington Virginia 22209

CCE

The Council On Chiropractic Education
8049 N. 85th way
Scottsdale, Arizona 85258

AAC

Arizona Association of Chiropractic
5060 N. 19th Avenue Suite 413
Phoenix, Arizona 85015

BCESA

Board of Chiropractic Examiners State of Arizona
5060 N. 19th Avenue Suite 416
Phoenix, Arizona 85015

訪問日程：

日 程	出発/到着	訪 問 先
9/20 月	東京 16:35→ト ロント 18:28	
9/21 火	トロント	CMCC 10:00 CCO 14:00
9/22 水	トロント	CMCC 10:00 CCA 13:00 WFC 16:00
9/23 木	トロント	Dr Okabe 13:00
9/24 金	トロント	OCA 10:00
9/25 土	トロント	
9/26 日	トロント 9:40 →DC11:03	
9/27 月	ワシントンD C	ICA 9:00 ACA 13:00
9/28 火	DC17:00→フェ ニックス 18:55	
9/29 水	フェニックス	
9/30 木	フェニックス	CCE 10:00
10/1 金	フェニックス	AAC 9:00 BCESA 14:00
10/2 土	フェニックス発 10:45→	
10/3 日	機中泊→東京 16:00	

Ⅲ. 研究結果

1. カナダのカイロプラクティックに関する法制度

カナダは連邦国家であり、各州の権限が強い制度となっている。医療行政についても、連邦は大綱的な枠組みを定め、その具体的な内容は各州の定める州法で規定することとなっている。また、州法の下に専門職ごとの自主規制団体が設立され、その団体が独自に規則を制定し、資格試験や業務内容など詳細なルール化を図る制度となっている。

カイロプラクティックに関する法規制についても、三層構造になっている。我が国の制度と比較すると、連邦法は大綱、州法の医療専門職法が法律といえる。

- ①カナダ連邦の法律 **Canada Health Act** が、各州・準州におけるヘルス・サービスが備えるべき基準を規定している。各州・準州では、この基準に反しない範囲で州法を制定している。なお、各州等が基準に反した州法を定めた場合には連邦からの補助金の配分が行われない仕組みとなっており、各州等は独自に法律を制定しているものの、実質的にヘルス・サービスの制度や質は、各州等でそれほど差はなく、国民はどの州にいてもほぼ同程度のヘルス・サービスを受けることができるようになっている。
- ②各州・準州では、連邦法を受けて医療専門職に関する法規制を設けている。今回、調査したオンタリオ州では、医療専門職規制法 **Regulated Health Professions Act (RHPA)** と、その州法の下位法となるカイロプラクティック法 **Chiropractic Act** が制定されている。
- ③RHPA では、21の医療専門職と医療専門職しか行うことのできない医療行為が列挙されており、専門職としてのカイロプラクターもカイロプラクティック行為もこの州法に規定されている。我が国の医師法、保健師助産師看護師法、薬剤師法など医療専門職の資格制度を定めた法律を包括したような法律となっている。この州法では下位のカイロプラクティックに関する法律の制定を予定するとともに、自主規制を行うための各専門職の団体の設立を規定している。
- ④カイロプラクティック法でカイロプラクティックとカイロプラクターについて規定しており、カイロプラクターの業務範囲やカイロプラクティックの自治的団体 **College of Chiropractors** について規定している。我が国の医療専門職の個別法の省令的なイメージの州法である。
- ⑤州法を受けて設立されたカイロプラクティックの自主規制団体では規則を定め、カイロプラクティック業務の質の維持、カイロプラクターの登録、懲戒などに関する業務を行っている。この規則では我が国では通知レベルの詳細な規定が設けられている。自治的団体は、一定の教育を経たものに受験資格を与え、合格した者にのみ登録することを認める制度としているが、その基準を定める権限を有している。また業務範囲を定めるとともに、メンバーの懲戒など広範な権限をもっている。我が国で比較する

と試験業務を受託している公益法人と登録・懲戒権をもった弁護士会などをあわせたような存在といえる。

1) オンタリオ州の法制度

オンタリオ州におけるカイロプラクティックに関する法制度は、1991年に定められた医療専門職規制法 Regulated Health Professions Act (RHPA) とカイロプラクティック法 Chiropractic Act、これらを補完する規則 Regulation から構成される。

医療専門職規制法 Regulated Health Professions Act (RHPA) (添付資料1)

RHPA は医療専門職 self governing health profession の通則法となっており、医療専門職制度共通のルールを定めている。現在21の医療専門職（医師、歯科医師、カイロプラクター、臨床検査技師、歯科衛生士、看護師、助産師、薬剤師等）がこの法律で規定されている（RHPA Schedule 1）。

業務独占と業務の定義

RHPA には、特定の医療専門職のみが行うことができる医療行為として13項目が記載されている（第27項）。その1項目として、カイロプラクティックの治療法である脊椎マニピュレーション（アジャストメント）が挙げられている。ただし、同法においては、専門職が特定の医療行為をすることが認められるためには、単に資格を取得しているだけではならず、後述する専門職の自治的団体に登録していることが必要とされている。

同法における脊椎マニピュレーションの記載は次の通り。

Moving the joints of the spine beyond the individual's usual physiological range of motion using a fast, low amplitude thrust. 脊椎関節を、高速低振幅のスラストを用い、通常の生理学的可動域を超えて動かすこと。

名称独占

ドクターの称号を使用できる専門職についても定められており、ドクターまたはそれに類する称号を使うことができるのは、5つの専門職（カイロプラクター、検眼医、医師と外科医、心理分析医、口腔外科医）だけであるが、業務と同様、専門職の自治的団体に加入していることが条件である（第33項）。

専門職の自治的団体

専門職の自治制度は、21の医療専門職に従事する者が、それぞれの医療専門職団体 college に登録・所属し、その専門職団体の定める規制を遵守することにより成り立っている。さまざまな業務の規制はほとんどが、団体による自治に任されており、法規制として

は、団体の運営に関する諸規則を定めることにとどまっている。

College は、「The College is a body corporate without share capital with all the powers of a natural person.完全な法人格を持ち、持分を持たない団体」として設立されている。つまり、株式会社などのように出資者が権利を持つ構造にはなっていない。我が国の公益法人制度に近い構成となっている。

College の業務として定められているものは次の7項目である。

1. 専門職の業務を規制し、法律に基づきメンバー（所属者）を統制する。
2. 規定された資格の質に関する基準を研究し、制定し、維持する。
3. 専門職の業務の質を保証するため、業務基準とプログラムを開発し、制定し、維持する。
4. メンバーの知識、技術、そして能力を維持向上させるためのプログラム基準を開発し、制定し、維持する。
5. メンバーの専門職としての倫理基準を研究し、制定し、維持する。
6. 個人がこの法律およびこの条項を行使することを援助するプログラムを開発し、制定し、維持する。
7. 医療専門職規制法と、定められた事項を行う。また、College に課せられ、または与えられた、その他の義務を履行し権力を行使する。

つまり、College は、21の医療専門職種ごとに設立された法人格をもった団体であり、構成メンバーである専門職の資格基準、業務内容などを決定するとともに、研修などを通じて知識・技能の向上を図ったり、倫理規定を守らせたりする権能をもっている自律的な団体ということになる。

カイロプラクティック法 Chiropractic Act (添付資料2)

Chiropractic Act は、RHPA を受けてカイロプラクティックに関する個別のルールを定めた法律となっており、カイロプラクティック業務範囲 **Scope of practice** を定義するとともに、カイロプラクターは RHPA で規制されている医療行為 13 項目のうち3つの行為ができることを明記している。

業務範囲

カイロプラクティック業務の定義としては、脊椎、神経系、関節に関する状態を評価し、診断、予防、治療を行うものであり、基本的に以下のことをアジャストメントすることにより行うものとされている。

- (a) 脊椎の構造または機能から発生した機能障害または疾患と、これらの結果としての神経系への機能障害または疾患

(b) 関節の構造または機能から発生した機能障害または疾患
(Chiropractic Act 第3項)

RHPA で規制されている医療行為のうち、次の3項目がカイロプラクティックとして行うことが認められている。

1. 症状の原因である確定診断について患者に告げること。
 - ①脊椎の構造または機能から発生する疾患とそれらの神経系への影響
 - ②四肢の関節の構造または機能から発生する疾患とそれらの神経系への影響
2. 脊椎関節を高速低振幅のスラストを用い、通常の生理学的可動域を超えて動かすこと。
3. 尾骨をマニピュレーションする目的で、指を肛門より奥へ入れること。

(Chiropractic Act 第4項)

つまり、同法によってカイロプラクターは、カイロプラクティックの業務の範囲において確定診断を行うことが認められていること、また、行うことができる範囲が明確に規定されている。

カイロプラクターの自治的団体

法の大部を占めるのが、自治的団体についての規定である。オンタリオ州におけるカイロプラクターの団体は、**College of Chiropractors of Ontario (CCO)** とされている。

理事会 Council は、CCO メンバーであるカイロプラクターの互選による9人と、オンタリオ州副知事が任命する7人（CCO メンバーは含まれない）の16人から構成され、専門職と公益代表者の双方の意見が反映される構成となっている。

CCO メンバー以外はカイロプラクターまたは紛らわしい称号を使用してはならないと規定されている。

なお、この団体は自主規制を行うための登録・公益団体であり、カイロプラクターの利害を代弁するための団体としては別に、カイロプラクティック協会がある。

Regulations 規則

RHPA と Chiropractic Act を補完するために CCO の定める規則 Regulation がある。この規則は CCO が、保健長期介護省 Ministry of Health and Long-term Care 大臣の事前審査を経て、副知事の承認を得ることにより、規則 Regulation を制定することができる。つまり、規則は州政府の関与はあるものの、カイロプラクターの専門職団体が独自に制定するものである。

規則 Regulation は、一般事項 General, 委員会の構成 Committee composition, 理事の選挙 Election of council members, 試験 Examination, 職務上の非行 Professional

Misconduct, 登録 Registration の 6 章から構成される。

①一般事項 General

次のような事項が規定されている。

◎CCO の設置する委員会 Committee の委員への任命条件、方法

◎メンバーの年会費

年会費は、一般メンバーが 850 ドル、営業をしていないメンバーが 475 ドル、退職したメンバーが 150 ドルである。なお、CCO の運営費は、メンバーの会費でまかなわれており、政府からの助成金・補助金はない。

②委員会の構成 Committee Composition

委員会 Committee は、執行委員会 Executive Committee、登録委員会 Registration Committee、苦情委員会 Complaints Committee、懲戒委員会 Discipline Committee、業務適正化委員会 Fitness to Practice Committee、質保証委員会 Quality Assurance Committee、患者関係委員会 Patient Relations Committee について記載されている。業務適正化委員会を除く各委員会は、CCO のメンバーである CCO 理事、CCO のメンバーでない CCO 理事、理事でない CCO メンバーで構成される。業務適正化委員会は、CCO のメンバーである CCO 理事、CCO のメンバーでない CCO 理事で構成される。

③理事の選挙 Election of Council Members

理事の選挙方法（選挙区、選挙権、立候補権等）に関する規定である。

④試験 Examinations

CCO に登録してメンバーとなるためには試験に合格する必要があるが、その試験（免許試験）に関する規定が設けられている。CCO は、この免許試験を 1 年に 1 度以上実施しなければならないことになっている。試験費用は、125 ドルである。

⑤職務上の非行 Professional Misconduct

RHPA の Health Professionals Procedural Code 51.1(C)、この規定に抵触する職務上の非行事項が次のように具体的に列挙されており、除名など懲戒処分の対象とされている。

○専門職の業務を行うことに関して患者ケアや患者との関係について生じる問題。

登録資格者としての条件、権限に違反すること、専門職業務のスタンダードに違反したり、期待されるスタンダードに達していないこと、RHPA に違反すること、前提となる安全と衛生面の維持を怠ることなど 15 項目が列挙されている。つまり、専門職として患者に対するサービス水準が低かったり、あるいは権限を越えたりした

場合には懲戒対象とされることが明記されている。

○称号など資格の表現方法についての問題

College の方針に反した称号の使用や専門性を示す表記の使用など 2 項目が上げられている。つまり、CCO の方針に反して独自の流派・専門などを表現した営業を行った場合など専門職としての信頼性を傷つけた場合に懲戒対象となることが明記されている。

○治療記録と情報開示についての問題

法規で求められる患者記録を保持していないこと、特に事情がないのに患者の求めに応じて検査結果や治療結果を患者に提供しないことなど 4 項目が上げられている。これは患者情報管理や情報開示の問題も懲戒対象となることが明記されている。

○ビジネス上としての問題

虚偽または不適正なサービス料を要求すること、料金をサービス開始前に開示しないことなど 5 項目が上げられている。これは患者に対する治療などだけでなく、契約上の問題も懲戒対象となることを示している。

CCO は、メンバーが上記の非行を犯したと疑われたときや、カイロプラクターとしての能力不足が疑われた場合は、その調査のために調査員 investigator を任命することとなる。調査員は公的調査法 Public Inquiries Act に基づき、メンバーの業務を調査することができることとなっており、懲戒権を実効あるものとしている。我が国の保健所のような指導・取締業務を CCO が行っていることになる。

なお、CCO は、懲戒委員会での懲戒に関する事項を公開している。

⑥登録 Registration

オンタリオ州でカイロプラクターとして業務を行うためには、CCO への登録が必要である。一般、暫定、退職、休業の各カテゴリー別の登録条件について記載されている。

基本的には、定められた養成カリキュラムを修了し、CCO の行う試験に合格した者が登録資格を持つことになっている。

なお、CCO は、カイロプラクターとしての登録されたメンバーの登録簿を一般に公開している。

養成カリキュラムとしては Council on Chiropractic Education Canada (CCEC) により適正認証 accreditation されたカイロプラクティック教育プログラム、または、CCEC 認証のカイロプラクティック教育と同等と理事会が認めたカイロプラクティック・プログラ

ムを修了し卒業していることとされている。

試験は理事会が承認または設定した法規に関する試験および Canadian Chiropractic Examining Board の設定した試験またはそれと同等の試験と理事会が認めた試験に合格していることが必要とされている。

2) カナダのカイロプラクター養成制度

カナダにおいては、教育評議会がカイロプラクター養成のための教育カリキュラムの基準を定め、各大学などの養成機関が基準に適合しているかどうか認証を行うことによってシステムの統合を図っている。

また、試験についても独立した唯一の団体である試験委員会が実施している。

カナダ・カイロプラクティック教育評議会 Council on Chiropractic Education of Canada (CCEC)

CCEC は、カイロプラクティック・プログラムの質と統合を認証 Accreditation する団体でとして、1977 年に連邦政府の Department of Consumer and Corporate affairs¹ から許可を得て設立された自治組織である。

現在、CCEC の認証を得た教育プログラムは、Canadian Memorial Chiropractic College (オンタリオ州) の 4 年制プログラムと、L'Université du Québec à Trois-Rivières (ケベック州) の 5 年制プログラムの 2 つである。

CCEC の運営費は、会員団体の拠出金でまかなわれる。主な会員団体は、各認証を受けた学校、カナダ・カイロプラクティック協会 Canadian Chiropractic Association、カナダ連邦カイロプラクティック規制委員会 Federation of Chiropractic Regulatory Boards、カナダ・カイロプラクティック試験委員会 Canadian Chiropractic Examining Board などである。

CCEC は、1982 年に CCE-US と、86 年にオーストラリア CCE と、93 年にヨーロッパ CCE と相互認証関係を結んだ。このため、これらの CCE に認証された大学を卒業した人は、原則としてカナダのカイロプラクティック免許試験の受験資格が得られる。

カナダ・カイロプラクティック試験委員会 Canadian Chiropractic Examining Board (CCEB)

CCEB は、カナダでカイロプラクターとなるための免許試験を、開発、実施、採点する団体である。1962 年に、カナダ・カイロプラクティック協会の委員会として発足し、現在

ではカナダでカイロプラクティック免許試験を行う唯一の団体となった。連邦政府に承認された非営利法人である。

会員団体は、CCEB にはカナダの10州の免許発行組織（下記参照）が、会員団体として所属している。CCEB はその会員団体と同様に、公共の安全性保持に資することを目的とし、客観性と公平を保つために、いかなるカイロプラクティック団体からも距離を置いている。運営費は、すべて試験費用によってまかなわれている。

◎カナダの免許発行組織

免許発行組織は、ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州、オンタリオ州などのように College が行う州と、サスカチュワン州、アルバータ州のように職業団体である Association が行っている州がある。

British Columbia College of Chiropractors

Dr. Doug Alderson, Registrar
125 3751 Shell Rd.
Richmond, British Columbia
V6X 2W2

College of Chiropractors of Alberta

Dr. Brian Gushaty, Registrar
1870 Manulife Place
10180 - 101 Street
Edmonton, Alberta
T5J 3S4

The Chiropractors' Association of Saskatchewan

Dr. Scott Harder, Registrar
3420A Hill Avenue
Regina, Saskatchewan
S4S 0W9

Manitoba Chiropractors' Association

Dr. Martin Gurvey, Registrar
245 Portage Ave
Winnipeg, Manitoba

R3B 2A6

College of Chiropractors of Ontario
Ms. Jo-Ann Willson, Registrar
902, 130 Bloor Street West
Toronto, Ontario
M5S 1N5

Ordre des Chiropraticiens du Québec
Dr. Y.P. Roy, Secrétaire
7950 boul. Métropolitain est
Ville d'Anjou, Québec
H1K 1A1

New Brunswick Chiropractors' Association
Dr. Caroline Levere, Executive Assistant
147 Brown Road
Haneytown, NB E2V 3P2

Prince Edward Island Chiropractic Association
Dr. David Whitty, Registrar
Charlottetown Chiropractic Centre
236 Grafton Street
Charlottetown, PEI C1A 1L5

Nova Scotia Board of Chiropractors
Dr. Lisa Dickson, Registrar
Yarmouth Professional Centre
615 Main Street, Suite 321
Yarmouth, Nova Scotia
B5A 1K1

Newfoundland and Labrador Chiropractic Board
Dr. Paul Slaney, Registrar
P.O. Box 130
Marystown, Newfoundland

AOE 2M0

教育機関

CCEC の認証アクレディテーションを受けたカイロプラクティック教育機関は、Canadian Memorial Chiropractic College (CMCC) (オンタリオ州) の4年制プログラムと、L'Université du Québec à Trois-Rivières (ケベック州) の5年制プログラムである。CMCC の教育に関して記述する。

カナディアン・メモリアル・カイロプラクティック・カレッジ Canadian Memorial Chiropractic College (CMCC)

4年間で4216時間のプログラムを実施している。カリキュラムは、人体の構造と機能(解剖学、病理学、生理学、カイロプラクティック・レントゲン学)、カイロプラクティック原理(カイロプラクティック原理、倫理、研究方法論)、カイロプラクティック技術(カイロプラクティック応用学、臨床診断、臨床教育)で構成される(添付資料3参照)。

3) 職業団体

College of Chiropractors of Ontarioのような登録業務を行うような公益的・自治的団体とは別に、カイロプラクターの利害を代弁する職業団体がある。

カナダ・カイロプラクティック協会 Canadian Chiropractic Association (CCA)

カナダのカイロプラクティック専門職の発展のための職業団体で、10州にある州カイロプラクティック協会の会員が所属する。2004年1月現在、5400人の会員がいる。CCAは、次のことを目的として活動している。

- ①カイロプラクティック・ケアの利益に関する情報を一般に知らせる。
- ②ヘルス・ケアシステムの中にカイロプラクティックを組み込むことを促進する。
- ③カイロプラクティック研究を促進する。

CCAはカナダのカイロプラクティック代表団体として、世界カイロプラクティック連合に加盟する団体である。

CCAは、インターネットやパンフレットを通じ、カナダの一般市民向けに積極的な普及活動を行っている(資料4参照)

オンタリオ・カイロプラクティック協会 Ontario Chiropractic Association (OCA)

オンタリオのカイロプラクターを会員に持つ団体で、広報活動、政策策定などの活動を行う。特にオンタリオ政府への働きかけを通じ、カイロプラクティックの発展を促すことに

より、市民の福祉に貢献することを目的としている。

OCA の活動には次のようなものが含まれる。

- ①質の高いカイロプラクティック・ケアへのアクセスを州政府が保証することをモニタリングする。
- ②オンタリオの健康保険、労災でカイロプラクティック治療が認められ、さらに充実した保険サービスを受けられるように働きかける。
- ③保険会社にカイロプラクティック治療を保険給付の対象に含むように働きかける。

国際的なカイロプラクティック団体

World Federation of Chiropractic(WFC) 世界カイロプラクティック連合

1988 年設立され、事務局はカナダのトロントにある。世界 70 カ国から各国 1 団体が加盟（米国は 2 団体）し、議決権を持つ。世界保健機構（WHO）の公式 NGO として、WHO のカイロプラクティック・ガイドラインの策定などの政策立案にもかかわる。2 年に 1 度開く国際会議は、カイロプラクティック研究の世界的な発表の場である。また、国際会議では、世界のカイロプラクティック教育、カイロプラクティック業務、法律などに関する基本となる憲章や声明を採択する。

4) カイロプラクティックの安全性確保に関する取り組み

法制度（オンタリオ州）

安全性確保の根幹は、州の定める法律（RHPA、Chiropractic Act）および college の定める規則 Regulation により、カイロプラクターのアイデンティティーと質の維持が図られていることである。

カイロプラクターとして働くためには、CCE の認証のある大学プログラムの修了した後、CCEB の統一試験に合格し、さらに各州の関係法規に関する試験に合格しなければならないこととなっており、質の確保の最低ラインはここにある。

また、カイロプラクターの業務範囲は、Chiropractic Act に明文化されている。すなわち、カイロプラクティック業務は、脊椎、神経系、関節に関する状態を評価し、診断、予防、治療を行うものであり、基本的に以下の問題に対して、カイロプラクティック・アジャストメントをすることにより対処するとされている。

A.脊椎の構造または機能から発生した機能障害または疾患と、これらの結果としての神経系への機能障害または疾患

B.関節の構造または機能から発生した機能障害または疾患、

また、カイロプラクターができる医療行為として、「脊椎関節を、高速低振幅のスラストを用い、通常の生理学的可動域を超えて動かすこと」を明示している（脊椎マニピュレーションはカイロプラクター、医師、理学療法士以外を行うことが禁止されている）。つまり、

法的には適応症を明確にし、その範囲で診断権を認めた上で、治療行為の範囲を明確に定めることによって事故を防止しようとしている。

取締機関

取締機関としては、CCO が存在する。法律、規則の遵守を促進するとともに、独自にガイドラインやポリシーを作成し、メンバーに普及させる取り組みも行われている。倫理、セクハラ防止、広告、治療同意書など、随時ガイドラインを出し、メンバーが法律違反を犯したり、訴訟を起こされたりする事態を未然に防ごうとしている。

CCO のクレーム委員会は、患者や一般市民から寄せられたクレームに対処している。問題のあるカイロプラクターは、懲戒委員会に送られ、懲戒委員会の決定によっては免許保留や剥奪に至る場合もある。

大学

大学は、CCE 基準以上のレベルのカリキュラムを実施している。CMCC の場合、安全性に関する授業として特別なプログラムはなく、すべての授業が間接または直接的に患者の安全性につながる知識と技術を習得するためのものとされている。

職業団体

CCA は、特に頸椎アジャストメントの安全性に関して、一般市民およびカイロプラクターへの科学的根拠に基づいた最新の知識の普及に務めている。

カナダでは、頸椎アジャストメントについて、無根拠な批判が高まった時期があった。このため CCA は、科学的手法による調査で、カイロプラクティックの頸椎アジャストメントは、他の療法に比べても安全であることが明らかにされていることを、インターネットやパンフレットで世間一般に分かりやすく説明している。カイロプラクターに対しては、頸椎アジャストメントによる椎骨脳底動脈不全の起こる可能性に関する詳しいブックレットを作成し、非常に稀に起こるケースに対する、未然防止策と、最も適切な対処法の普及に務めている（資料 5 参照）。

Canadian Chiropractic Protective Association では、椎骨脳底動脈不全のリスクマネジメント・セミナーを開催しており、CCA もこの取り組みをさまざまな形で支援している。

2. アメリカのカイロプラクティックに関する法制度

アメリカ合衆国も連邦国家であり、カナダ同様、医療行政は各州政府の所管となっている。米国各州では、州法に基づき、カイロプラクティックの業務、試験委員会の設置、免許発行、カイロプラクターの登録業務等について規定している。

アメリカ合衆国においては、各州法によってカイロプラクティック試験委員会が設立されており、同委員会がカイロプラクターの免許を与えたり、懲戒を行ったりする権限を有するとともに、カイロプラクティックに関する必要な規則 rule を制定している。なお、Board of Chiropractic Examiners (BCE) は州政府の機関で、役員はすべて州政府により任命される。

委員会の構成は、政府に任命された3人のカイロプラクター、2人のサービス利用者からなり、任期は5年である。また、BCE は州政府の機関であるが、州政府からの予算配分はなく、運営費はすべてBCEの独自の活動によりまかなわれる。主な収入は、免許発行手数料、更新手数料である。

1) アリゾナ州の法制度

アリゾナ州におけるカイロプラクティックに関する法律は、広範な資格制度を定めた Arizona Revised Statutes Vol. 10, Title 32, Professions and Occupations の中の1章に Chapter 8, Chiropractic(資料6参照)を設け、カイロプラクティックについて定めている。

業務範囲

同法では、カイロプラクティック・ドクターは、次のことを含む入り口業務を行うヘルス・ケアの供給者であるとされている。

- ①サブラクセーション、機能的脊椎または関節の関節症、神経筋骨格疾患の回復と健康維持のための診断と治療。
- ②脊椎またはその他の関節のアジャストメントによる治療と、サブラクセーションの矯正に関連する理学療法、脊椎の整形外科的サポート、鍼を含むアジャストメント前の準備と、補完的な処置方法。

また、この法律の下に免許を持つカイロプラクターは、医薬品の処方、手術、産科領域の処方を行うことができないとされている。

資格

カイロプラクターとしての資格を取得するためには、カナダと同様、認証された教育機関を卒業し、資格試験に合格し、団体に登録することが必要である。

アリゾナ・カイロプラクティック試験委員会 Arizona Board of Chiropractic Examiners (ABCE)

アリゾナ州の州法により、ABCE がカイロプラクティック職の免許と規制を行うこととされている。

免許

カイロプラクターとしての免許は、試験に合格した者に与えられる。

受験資格は、カイロプラクティック教育評議会 CCE または同等の機関の認証のあるカイロプラクティック大学を卒業しており、心身ともにカイロプラクターとして働ける能力があることとなっている。

試験科目はアリゾナの関係法規と、認証のあるカイロプラクティック大学で教えられた教科である。委員会が承認した試験機関 (National Board of Chiropractic Examiners) の試験を事前に受けて 75%以上の正解率があった教科に関しては試験が免除されることになっている。

試験の合格者に対して同委員会が免許を発行している。

免許は更新制になっており、免許の更新を受けるためには年間 12 単位 (1 単位 60 分) の継続教育の受講が必要である。

登録

カイロプラクティック免許取得者をカイロプラクターとして登録を行っているが、登録を受けて、カイロプラクターはカイロプラクティックの業務を行うことができるようになる。

懲戒

試験委員会は、カイロプラクターの懲戒権を有している。カイロプラクターが医療過誤、虚偽の治療、広告、患者との性的関係など 28 項目の懲戒行為に該当した場合や市民からクレームを受けた場合など調査が必要と判断した場合は、カイロプラクターの調査を行い、必要と判断された場合には、免許の一時停止や、取り消しを行う権限を有している。

なお、懲戒委員会での決定により、個々のカイロプラクターが懲戒を受けているかどうかを公開している。

規則その他

ABCE は、試験・登録・懲戒などの業務の他、次のような業務を実施している。

1. カイロプラクティック業務の関連法規の運用を監視する規則 regulations の改訂と制定。